



2017年5月24日

各位

会社名 日本精工株式会社
 代表者名 代表執行役社長 内山 俊弘
 (コード：6471、東証第一部)
 問合せ先 執行役常務 CSR本部長 池村 幸雄
 (TEL 代表 03-3779-7111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2017年5月23日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2017年6月23日開催予定の第156期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

執行役の任期を事業年度と合わせ、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとするため、現行定款第29条を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しています)

現行定款	変更案
(執行役の任期) 第29条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の <u>うち最終のものに関する定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時</u> までとする。他の執行役在任中新たに選任された執行役の任期は、他の現任執行役の残任期間とする。 (新 設)	(執行役の任期) 第29条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の <u>末日までとする</u> 。他の執行役在任中新たに選任された執行役の任期は、他の現任執行役の残任期間とする。 附 則 <u>第29条の変更は、2017年6月23日開催の定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時から効力を生じるものとする。</u> <u>なお、本附則は2017年6月23日をもって削除する。</u>

3. 日程

株主総会開催予定日 2017年6月23日

定款変更の効力発生日 2017年6月23日(※)

(※)改正後の第29条の規定の効力発生日は、2017年6月23日開催の定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時からとします。

以上